

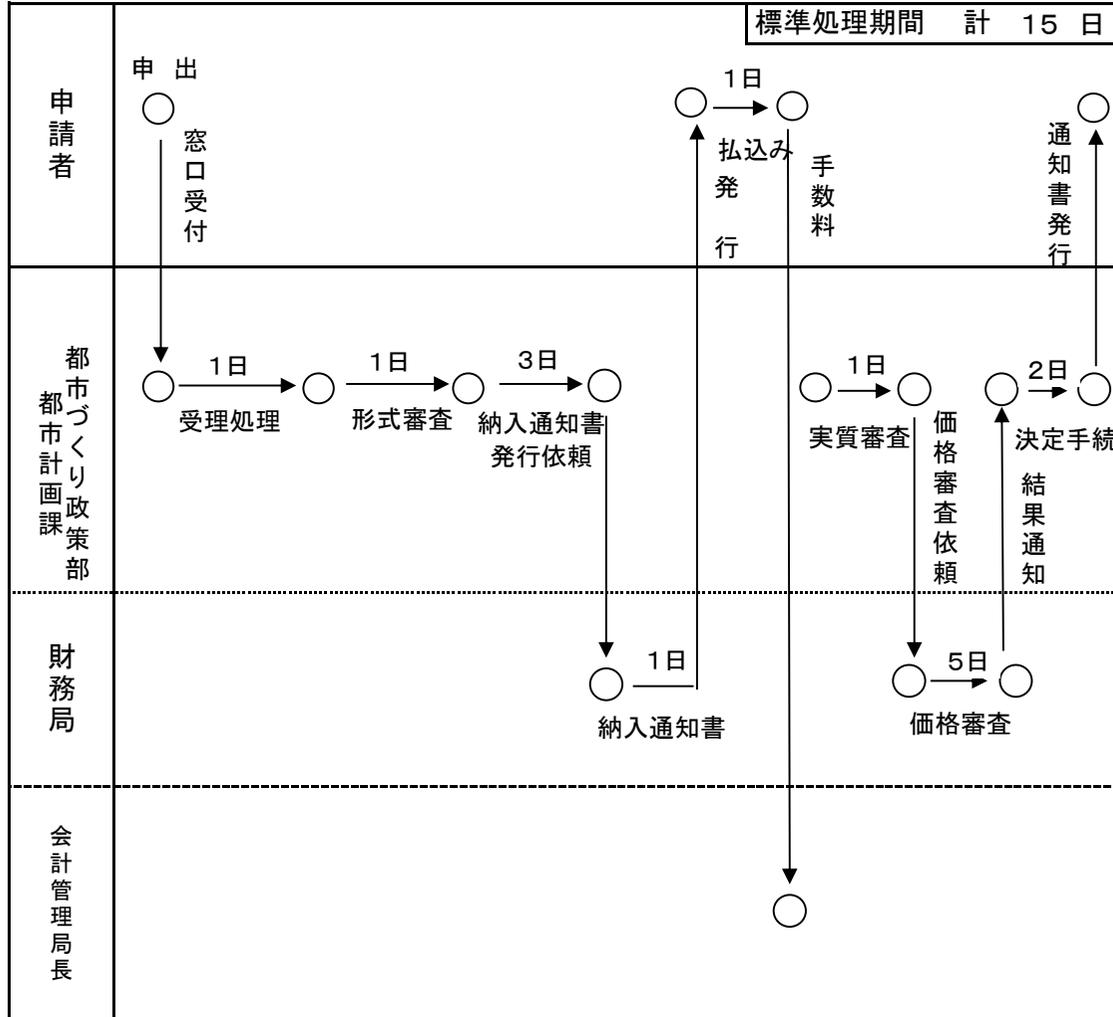
# 事務処理フロー図

都市整備局都市づくり政策部

事務名 租税特別措置法/適正価格の認定申請(法人・個人)

作成部署 都市計画課土地調整担当 電話 30-254

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書の内容について書類がそろっているかどうかを審査をします。
2	納入通知書の発行	形式審査が終了した段階で手数料の納入通知書を発行します。
3	実質審査	手数料の納付が確認されたら申請審査基準を満たしているかどうかを審査をします。
4	価格審査	財務局財産運用部管理課において価格の審査をします。
5	決定手続	価格審査の結果通知を受けて、適正価格の申出について意見がない旨を都市計画課長が決定します。
6	通知	申出者に意見がない旨の通知書を発行します。